

令和5年9月

建設工事案件における低入札価格調査制度の導入について

庄原市役所 総務部 管財課

現在、本市では建設工事案件の入札を実施する際、低入札対策として最低制限価格制度を適用していますが、令和5年10月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事の、総合評価落札決定方式を適用する入札案件について、低入札価格調査制度を導入しますので、ご承知おき下さい。

なお、価格決定方式を適用する建設工事の入札案件については、引き続き最低制限価格制度を適用します。

本市が実施する低入札価格調査制度の概要につきましては、別紙を参照してください。

また、本制度に係る詳細事項につきましては、庄原市ホームページ内の「総合評価落札決定方式による入札について」のページ内に掲載している、「庄原市が実施する建設工事における低入札価格調査制度の手引き」を参照してください。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

(別紙)

庄原市が実施する建設工事における低入札価格調査制度の概要

本市が実施する低入札価格調査制度については、下記内容のとおり実施します。

1. 低入札調査基準価格の設定

これまでの最低制限価格に代わるものとして、「低入札調査基準価格」を設け、総合評価において最も評価値の高い者の入札額が当価格を下回っていた場合、必要な資料の提出を求め、調査を行います。調査の結果、契約内容に適合した履行が可能であると判断された場合はその者を落札者とします。

なお、低入札調査基準価格の算定式は、最低制限価格の算定式と同一とします。

<低入札調査基準価格の算定式>

種別	算定式	対予定価格範囲
土木一式工事等	直接工事費×97%+共通仮設費×90%+	75%~92%
建築一式工事等	現場管理費×90%+一般管理費×68%	85%~92%

2. 失格基準価格の設定

低入札価格調査制度においては、「失格基準価格」を設け、この価格を下回る入札をした者は失格とし、調査の対象としません。

なおこの金額は、調査基準価格に100分の95を乗じた額とします。(千円未満の金額については切り上げます。)

3. 低入札調査において提出を求める書類

低入札調査においては、当該入札者に対し、下記の書類について提出を求めるものとします。

- ・低入札価格調査報告書
- ・当該価格により入札した理由書
- ・入札金額の内訳書
- ・調査対象工事個所と入札者の事務所及び倉庫との関連
- ・近接工事の状況
- ・手持資材の状況
- ・資材購入先一覧
- ・誓約書(その他必要と認める書類)
- ・その他必要と認める書類

4. 低入札調査の調査内容

低入札調査においては、下記の点について調査し、庄原市公正入札審査会において審査します。

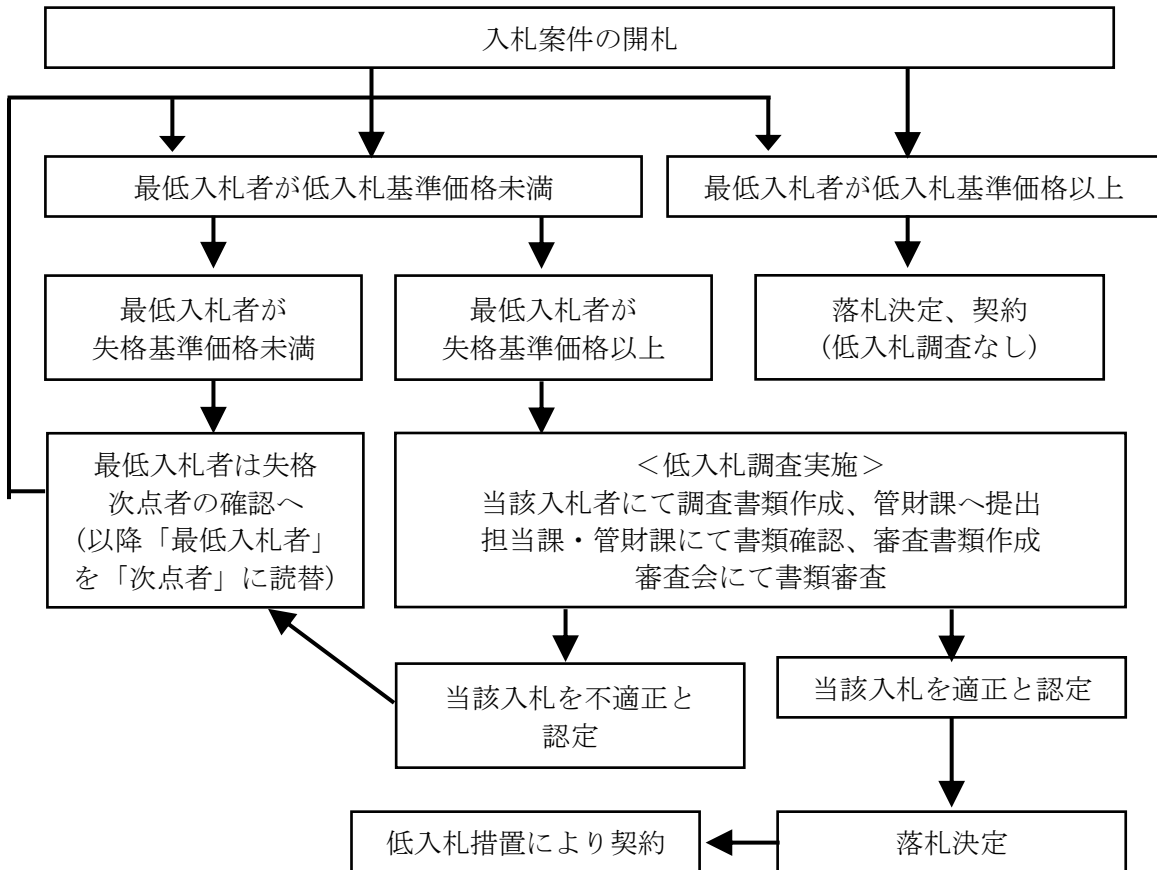
- ・低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- ・内訳書の根拠となる積算資料等から、工事関係者の労働条件の悪化を招くことなく、安全で適正な施工が可能であると見込まれること。
- ・入札価格の内訳書について、工事費内訳書に記載されている各経費及び工事費総額との相違がないこと。
- ・材料、製品等が、設計図書（仕様書等）の規格、品質に適合していること。
- ・低入札価格調査報告書等に不備及び虚偽の記載がないこと。

5. 低入札により契約締結する際の措置

低入札により契約締結する案件においては、契約内容の履行に際し、より厳格な基準を設け、成果品の品質確保に努めるものとします。

項目		通常契約案件	低入札契約案件
契約保証金		10分の1以上	10分の3以上
違約金		10分の1	10分の3
契約不適合 責任期間	本体	2年	4年
	設備機器	1年	2年

6. 低入札価格調査制度における入札の流れ



※参考 最低制限価格制度における入札の流れ

